

第97回

公開講座

部落差別とアイデンティティ

・日 時・ 2019年5月24日(金) 13:00~14:30

・場 所・ 千里山キャンパス 尚文館 1階 マルチメディアAV大教室

・講 師・ 内田 龍史 (社会学部教授)

「アイデンティティ」ということばを用いて「部落（民）アイデンティティ」に関する議論が本格的に行われるようになったのは、1990年代後半からである。これらの議論が活発となつた契機は、1969年の同和対策事業特別措置法にはじまる一連の特別措置法が、2002年3月に期限切れになることが確定したことにあると言えよう。周知の通り、アイデンティティとは通常、それが揺らいだり、危機的な状況を迎えた時になって意識されるものである。特措法期限切れ後の部落解放運動や行政施策のあり方を模索していたこの時期に、「部落（民）アイデンティティ」をめぐる議論が活発化したことは必然である。

そこで行われていた部落解放をめぐる議論は、大きく分けると「部落民」を「部落民」として差異を認め、部落外マジョリティとの＜共生＞を推進することで「部落民としての解放」をめざす道と、系譜的なつながりを絶つて「部落民」を存在しないものとする「部落民からの解放」をめざす道の二つに集約される。「部落民としての解放」であれば、「部落民」としてのアイデンティティを保持したまま差別されない状況を目指すことになるが、「部落民からの解放」であれば、「部落（民）アイデンティティ」やカテゴリーそのものなくしてしまうことが重要だということになる。

一方で誇りうるアイデンティティを形成・継承することが目指され、他方ではそうしたアイデンティティを持つことそのものが否定される。報告者はここに、現代の部落問題のわかりにくさが集約されているように思われる。そこから「被差別マイノリティであることにアイデンティティを持つということは一体どういうことなのだろうか?」「なぜ差別されることにこだわるのか?」「差別差別というから差別がなくなるのではないか?」といった疑問が出ることも当然であろう。こうした部落問題のわかりにくさ、疑問に答えていくためには、いったん歴史的過程としての、部落解放運動における＜アイデンティティの政治＞という観点への理解が必要になるよう思われる。

そこで本報告では、「部落（民）アイデンティティ」を、マイノリティの社会運動における＜アイデンティティの政治＞という視点から検討することで、今後の部落解放の展望について考えてみたい。

* * *

●聴講無料 予約は不要です。多数のご来場を歓迎します。
手話通訳が必要な場合は、5月17日(金)までに人権問題研究室へご連絡ください。

第99回 10月25日(金) 13:00 「生活支援機器の進化と実践に関する問題点」(仮題)

第100回 11月22日(金) 13:00 「セクシュアリティ・スタディーズ: 入門から現状まで」(仮題)

会場は、尚文館 1階 マルチメディアAV大教室(予定)



主催 関西大学人権問題研究室

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車

Tel 06-6368-1182 Fax 06-6368-0081

ホームページ <http://www.kansai-u.ac.jp/hrs/>